

申請者の皆様へ

大阪航空局保安部運用課長

航空法第79条ただし書きの許可に係る許可期間の上限延長について（お知らせ）

平素より航空行政への御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

今般、航空法第79条（飛行場外離着陸場）ただし書きに係る許可基準が改正され、本年4月22日から、所要の安全対策を講ずる等、一定の要件※を満たす場合は許可期間の上限を延長することとなりました。（※一定の要件（改正内容）の詳細は別紙）

許可期間の延長に伴い、追加した安全対策につきましては、従来から実施されていた事項等についてあらためて明文化したのですが、許可期間延長後においても、引き続き安全に飛行するため、運航者の皆様におかれましては、これまで以上に確実な飛行前確認や状況変化時の報告等について実施願います。

なお、許可期間にかかわらず、安全に関する必要な措置が適切に実施されておらず、運航の安全又は地上の人、物件の安全に影響を及ぼすような重要な事情の変化があった場合には許可の取り消し等を行う可能性があります。

《許可期間》（回転翼航空機に係るもの）

【従前】原則として3ヶ月以内

【変更】①原則として3ヶ月以内

②6月以上の実績があって、安全上の問題がなく、一定の要件を満たす場合は最大6月

《追加する安全対策》

- ・使用前に、現況点検表を用いて申請時から状況の変化がないことを確認すること。
- ・許可期間内であっても申請時から状況の変化があった場合には速やかに報告し、改めて申請を行うこと。

（補足：具体的には、使用前に離着陸地帯及びその周辺の状況について、現況点検表の各項目について申請時と比べ、表面の変化、周辺のあらたな障害物が存在、樹木の成長（許可基準には抵触しない極めて軽微な変更を除く）、不時着地の変化等を確認すること。

なお、申請時と比べ変化が疑われる場合には実測等により表面や障害物、樹木の顕著な成長、不時着地等詳細に確認を行い、申請時と比べ変化があった場合には使用せず、あらためて図面などの略図を付した申請を行い、許可を得てから使用すること。

※従来より、更新申請時には現況点検表を用いて実測等により変化がないことを確認されてきたと承知していますが、許可期間延長後も安全に飛行するため、許可期間内であっても使用頻度に応じて定期的な実測確認等を行ってください。）

上記安全対策を確実に実施いただきますとともに、申請書へも《追加する安全対策》を実施する旨の記載が必要となります。

ご不明な点等ございましたら、当課までお問い合わせください。（TEL 06-6949-6591）

《一定の要件（改正内容）》（航空法第79条）

（改正後の許可期間（回転翼航空機に係るもの）の一部抜粋）

- 回転翼航空機に係るものについては、原則として3ヶ月以内とする。
- 回転翼航空機に係るものであって、当該離着陸場において6月以上の許可実績があり、その間安全上の問題を生じていない場合であって、次の要件を全て満足する場合には6月を限度とし包括的に許可することができる。
 - (1) 同一の飛行目的により同一場所において離着陸を行うものであること。
 - (2) 使用前に、現況点検表を用いて申請時から状況の変化がないことを確認することとなっていること。
 - (3) 許可期間内であっても申請時から状況の変化があった場合には速やかに報告し、改めて申請を行うこととなっていること。